

いしかわけんりつきんじょうとくべつしえんがっこう 石川県立錦城 特別支援学校 校則

1 服装

(1) 制服について

① 登下校や学校外での学習活動では、本校指定の制服を着用する。身体の都合で制服の

着用が難しい児童生徒は、担任の許可を得て、本校指定の体操服または着脱しやすい衣服を着用する。

② 夏服は6月1日～9月30日、冬服は10月1日～5月31日とする。気候に応じて、

移行期間を認める。

③ 制服

・夏服 白のカッターシャツまたは無地で白のポロシャツ、
本校指定のズボン、スカートを着用する。ポロシャツの裾は
ズボン、スカートの上に出てもよい。



【夏服例】

・冬服 本校指定のブレザー（小学部はイトン学生服上衣）、
ズボン、スカート、白のカッターシャツ（半袖含む）または
白のポロシャツとする。カッターシャツやポロシャツの裾は
ズボン、スカートの中に入れる。



【冬服例】

・ズボンはベルトをして着用する。

・スカートの丈は、膝にかかる程度とする。

・靴下、ストッキングは華美でないものを着用する。

④ その他

・儀式（入学式、卒業式等）の際は、本校指定のネクタイ・リボンを着用する。

- ・冬期の防寒着は制服の上に着用してもよい。また、制服の下にVネックセーターを着用してもよい。ただし、華美でないものとする。
- ・制服着用に際して、特別な事情のある児童生徒については別途考慮する。

(2) 体操服について

- ・本校指定の体操服を着用する。
- ・体操服の下に着用するTシャツやトレーナー等(長袖アンダーウェア含む)は、夏季、冬季に関わらず、白の無地(ワンポイント可)を着用する。

(3) 靴について

- ・靴は通学にふさわしいものにする。
- ・サンダル等の使用を禁止する。
- ・内履きは白を基調とする。運動場での活動時(体育等)は、活動しやすい外履き靴を履く。通学靴が活動しやすい靴であれば代用してもよい。

2 身だしなみ

(1) 頭髪について

- ・自然な髪色を基本とする。
- ・パーマ等による変形、染色・脱色による変色をしない。
- ・髪の長さは、前髪が目にかからない長さが望ましい。また、学習活動の内容に応じて、ゴムまたはピンでまとめることが望ましい。

(2) 装飾品・化粧について

- ・不必要な装飾品(指輪、ネックレス、ピアス等)は、つけない。

- ・マニキュア、色付きリップクリーム、口紅等をしない。
- ・眉毛のそり落としやまつげの加工をしない。

3 学校生活

(1) 友だちとの関係について

- ・自分や友だちを大切にする。
- ・友だちの身体に触る等の行為はしない。
- ・友人関係で困った時は、家族や担任、他の教員に相談する。
- ・友だち同士で、金銭の貸し借りはしない。
- ・他者との違いを理解し、適切な行動をとる。

(2) 持ち物等について

- ・学習に必要なものだけ持ってくる。
- 必要でない物の例：ゲーム機、音楽視聴器、カメラ、お菓子等、その他、教員が必要ではないと判断したもの。
- ・貴重品は登校後に担任に預ける（貴重品の例：携帯電話、財布等）。
- ・自分の持ち物には名前を書き、机やロッカー等の整理整頓に努める。
- ・公共物は大切に扱い、使った後は元に戻す。
- ・公共物を破損した時は、直ちに担任や他の教員に届け出る。

(3) 通学等について

① 交通安全、マナー

- ・登下校時には交通ルールやマナーを守る。
- ・スクールバスや電車等では、乗車の順番や車内でのマナーを守る。

② 自主通学について（中学部、高等部）

自主通学は、「自宅から学校間または自宅からスクールバス停間を生徒が一人で通学すること」とする。ただし、中学部生徒は、自宅から学校まで自主通学をする場合、自宅から学校までの距離が自宅から最も近いスクールバス停までの距離より短い場合に限る。

【自主通学許可について】

① 学校と保護者が生徒の社会自立に向けて望ましいと判断した場合に自主通学を認める。

② 保護者が指定の「自主通学願」を学校長に提出後、担任等が生徒の通学状況を確認

し審議を経て学校長が許可する。

・ 許可する期間は申し出た学年から卒業までとする。

・ 通学路等に変更がある場合は、再度「自主通学願」を提出する。

・ 審議は校長、教頭、部主事、担任、副担任、指導課で行う。

③ 自主通学の交通手段は徒歩または自転車、公共交通機関とし、その間の安全については

保護者が全ての責任を持つこととする。また、自転車による自主通学区間距離は片道

8 km以下とし、自転車乗車時はヘルメットの着用と交通事故傷害保険加入を義務付

ける（令和5年4月1日から）。

④ スクールバス停の駐輪場は保護者が確保する。学校は駐輪場管理者に確認を取る。

⑤ 定期的に（学期に一度程度）保護者、担任等が通学指導、安全確保、安全指導、自転車

の安全点検をする。

⑥ 通学中に交通違反や点検の不備等があれば、許可を取り消すことがある。

（4）携帯電話等通信機器について

① 携帯電話等通信機器の所持については、生徒と保護者が十分な話し合いを持ち、家庭や

がっこうにおけるやくそくやルールを守って使用する。

②校内（スクールバスを含む）では携帯電話等通信機器は使用しない。所持については、

登下校の安全確保のため必要と認められる場合に認める。その場合は、「携帯電話等通信

機器の校内持込申請書」（入学後に配付）を提出する。

③順守事項 携帯電話等通信機器を所持する場合は次のことを守る。

<保護者>

- ・フィルタリング機能をつける。
- ・ウイルス対策が必要な機器には、ウイルス対策ソフトを入れる。
- ・携帯電話等通信機器（通話、メール等）の使用状況を月1回確認する。

<本人>

- ・友だちの電話番号等は、むやみに他人に教えない（個人情報流出に十分気をつける）。
- ・メールやSNS等に人の悪口や傷つけるようなことを書かない。
- ・登校後、担任に預ける。

④ルールが守れない場合

- ・(4) ③の順守事項に違反した場合は、校内への持ち込みを禁止する。
- ・メールやSNS等でいじめ等の問題が起きた場合は、保護者の同意を得て、メールやSNS等の内容を学校が確認する。

(5) 特別指導について

- ・重大な問題行動を起こした児童生徒に対して行う。
- ・期間や内容については生徒指導会議を経て校長が決定する。
- ・問題行動が度重なる場合や、問題行動の重大性、本人の反省状況等によっては、懲戒

処分の対象となる。

4 その他

・不健全娯楽施設（パチンコ・パチスロ店等）、法令・法規で未成年の入場が禁止されている

場所への立ち入りを禁止する。

・危険な行為をしたり、地域で迷惑をかけたりにしないようにする。

・家庭で学校伝染病が発生した場合は、速やかに担任に届け出て指示を受ける。

（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、

水痘、結核等）

5 アルバイト（高等部）

(1) 対象期間：長期休業期間中（春休み・夏休み・冬休み）とする。

(2) 手続き

①アルバイトを希望する場合は、保護者が事前に担任に相談する。

②(3)の許可基準を満たしている場合は、「アルバイト許可願」「アルバイト雇用主誓約書」を

保護者と雇用主が記入し、学校に提出する。学校長が許可し、「アルバイト許可証」を交付する。

(3) 許可基準

①学校や家庭での生活態度が良好で、問題となる行動や態度がない。

②作業能力向上及び就労に役立つ、職業教育上有益なものである。

③勤務時間が8：30～17：00を超えない。

④自主通学が許可済みの生徒で、安全に通うことができる。

(4) 留意事項

①アルバイトに関わる全ての責任は保護者が負う。

がっこう むだん
②学校に無断でアルバイトをした場合は、処分の対象となる。

6 運転免許証の取得（高等部）

(1) げんどうきつきじてんしゃ じどうにりんしゃ ふつうじどうしゃ うんてんめんきょしょう しゅとく きんし
原動機付自転車・自動二輪車・普通自動車の運転免許証の取得を禁止する。ただし、

こうとうぶ ねんせい しゅうしよく けつてい ぼあい ないてい そつぎょうご ふつうじどうしゃうんてんめんきょしょう ひつよう
高等部3年生で就職が決定または内定し、卒業後に普通自動車運転免許証が必要な

せいと せいと ほごしゃ たんにん とお じどうしゃがっこうにゆうこうきよかねがい ていしゅつ がっこうちよう
生徒は、生徒と保護者が担任を通して「自動車学校入校許可願」を提出し、学校長

の許可を得る。

(2) しゅとくご すみ ほうこく そつぎょう うんてん
取得後は速やかに報告し、卒業するまでは運転しない。

(3) がっこう むだん うんてんめんきょしょう しゅとく ぼあい しょぶん たいしょう
学校に無断で運転免許証を取得した場合は、処分の対象となる。